

建築物等に関する制限

1. 建築物の用途の制限

第1種住居地域内においては『ホテル、旅館』は建築できない。

2. 容積率の最高限度

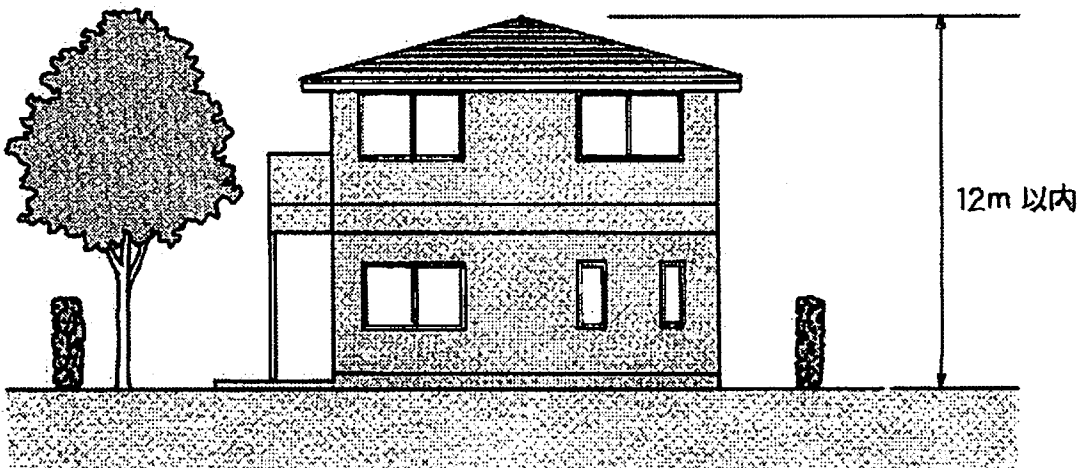
150%までとする。

3. 建築敷地の規模

100㎡以上とする。

4. 建築物の高さの制限

12mまでとする。



5. かき・さくの構造の制限

緑化の推進と、明るく安全な地区環境とするために、次のような構造とする。

垣・さくの構造			
制限内容	生垣	フェンス	1.2m以下の塀